

21 北サ協第 061 号
2021 年 6 月 18 日

15 地区サッカー協会 御中
道各種サッカー・フットサル・ビーチ連盟 御中
HKFA 理事・監事・特任理事 各位
HKFA 新型コロナウイルス対策本部部員・部会員 各位

公益財団法人北海道サッカー協会
会長 吉田 一彦

6月21日(月)から7月11日(日)までの期間における各種事業の実施について(通知)

日頃から本協会の事業へご理解とご協力を賜り、お礼申し上げます。

さて、6月20日(日)付けにて解除される緊急事態宣言に続き、その後発令される「まん延防止等重点措置」を踏まえ、HKFAとして今後7月11日(月)までの期間における主催事業の実施方針を以下のように決定いたしましたので通知させていただきます。

つきましては、関係協会と連盟におかれましては、その趣旨をご理解いただきご協力くださいますようお願い申し上げます。

記

1、対策期間の基本的な考え方

1) 対策期間中に予定されている事業の実施に際しては、HKFAが定めた感染症対策ガイドラインを遵守し、かつ、施設の状況に応じて主管団体が妥当と認める場合、1チーム当たり最大20名までのチーム関係者・保護者の入場を認めることができます。ただし感染防止対策を講じることができない場合は、原則無観客とします。

各事業の対象となるチーム、選手や実施場所の属性がそれぞれに異なることから、HKFAとして画一的な参加制限を設けず、実施に当たっては、実施主体となる各種別委員会や各種連盟に個別적으로ご判断いただくこととします。

2) 第2種、および、第3種については、出場チーム所属の学校長がその出場を禁止する場合、大会運営は要項に従うこととし、処罰の対象としないこととします。

3) 技術と審判委員会の事業については、感染予防対策に十分配慮し実施できるものとします。

2、感染症対策について

以下ガイドラインに従い、感染症対策の徹底をお願い致します。

<https://www.hfa-dream.or.jp/news/news/20200707-05/>

- 1) 新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン及びQ&A
- 2) 新型コロナウイルス感染対策を踏まえたフットサル活動マニュアル

3、各種事業の実施方針について

- 1) 各事業担当者とチーム感染対策担当者は、チーム単位で移動する場合、「新型コロナウイルス対応版チェックリスト」に基づき、感染リスクを回避する取り組みを実施して下さい。
- 2) 宿泊する場合は、1人1部屋を原則とします。ただしそれにより難しい場合は、感染防止対策を十分に講じた上で一部屋当たり複数人数での宿泊を可とします。
- 3) 宿泊した場合、大浴場の利用を控え、飲食に際しては施設のガイドラインを守って下さい。
- 4) 家族が同行し宿泊する場合は同室可とします。同行者も健康チェックシート提出の対象とし、2週間前から検温を実施して下さい。

4、15 地区サッカー協会主催事業の開催について

地区内の地方自治体および教育委員会等の方針に基づき、各地区サッカー協会の判断において活動できるものとします。上記ガイドラインのもと、十分な感染防止対策を講じ、参加者および運営スタッフの安全安心を最優先に実施して下さい。

【参考】

北海道のホームページ 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に関する情報
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ssa/singatakoronahaien.htm>

【お問合せ先】 (公財)北海道サッカー協会
TEL 011-825-1100
141hjm@gmail.com